


国民健康保険の特定健診・特定保健指導を利用しよう

●受診期間 6月1日(月)～10月31日(土)、令和9年1月4日(月)～30日(土) ●対象 国民健康保険に加入している40～74歳の方(令和9年3月31日時点) ●対象となる方には5月下旬に受診券を送付しています。同封の登録医療機関名簿により、受診してください。●健診受診後、特定保健指導に該当する方に、医療機関で利用券をお渡ししますのでご利用ください。●申し込み方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。 問 区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課(☎は8ページ)  詳細

国民健康保険料決定通知書を送付します


令和8年度の国民健康保険料決定通知書を、6月15日(月)に発送します。

●6月15日(月)～7月3日(金)は専用コールセンターを開設します ☎217・6531(平日午前9時～午後5時) ●令和8年度中に世帯主が75歳に到達する世帯は、特別徴収(公的年金からの差し引き)ではなく納付書払いまたは口座振替となります ●令和8年度の保険料率など詳しくは

泉区役所新庁舎クラウドファンディングを実施します

令和9年1月下旬開庁予定の泉区役所新庁舎の整備に当たり、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施します。寄付金は、新庁舎の建設費や来庁された方が自由に利用できる椅子などの購入費に活用します。

●期間 8月27日(木)まで ●寄付をいただいた方を対象に、開庁前の新庁舎をご覧いただけます。見学会の開催を予定しています。詳しくはホームページ https://www.funusato-tax.jp/gcf/5368をご覧ください


問 泉区中央地区活性化推進室 ☎372・3  詳細

市県民税非課税世帯の水道料金・下水道使用料の減免申請を受け付けます

●減免期間 申請の翌月～令和9年6月 ●減免額 水道料金の基本料金および下水道使用料の基本使用料分 ●対象 水道を使用する全員の市県民税が非課税で、現在も収入が少なく著しく生活に困窮し、他の世帯から継続性のある経済的援助を受けていない世帯(建物や水道の使用状況によっては減免の対象にならない場合があります) ●【更新】市から6月中旬まで

在宅高齢者世帯調査にご協力をお願いします

高齢の方が安心・安全に暮らし続けられるよう支援を行う際の基礎資料とするため、民生委員児童委員による訪問調査を実施します。

●調査期間 6～11月 ●対象 5月1日現在市内にお住まいで75歳以上の全ての方 ●調査項目など詳しくはお問い合わせください。 問 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課(☎は8ページ)  詳細

児童手当の「現況届」の提出についてご確認ください

現況届は原則提出不要ですが、児童の養育状況により引き続き提出が必要となる方は、6月中旬に現況届を郵送します。対象となる方は、6月30日(火)までに提出ください。提出方法は、同封の返信用封筒による郵送のほか、マイナンバーカードからの電子申請も可能です。なお、6月1日(月)以降は、窓口での手続きも可能です。

問 区役所保育給付課、総合支所保健福祉課(☎は8ページ)

に郵送する申請書で「新規」水道を使用する全員の令和8年度非課税証明書(18歳以下の被扶養者は不要)、委任状(代理人が申請の場合のみ)を持参して水道局北料金センター・南料金センター・市役所料金センターへ。郵送申請も可。新規の方で郵送を希望する場合は事前にご連絡ください。(青葉区・泉区)

北料金センター ☎371・8830、宮城野区・若林区・太白区 南料金センター ☎304・0020、建設局業務課 ☎304・0020、建設局業務課 ☎214・8367


犬のふん害防止看板および猫の餌放置防止看板を無料で町内会などに送付します

●申込受付期間 6月8日(月)～12日(金) 申電話でアニパル仙台 ☎258・1626

仙台市産材を使用した新築やリフォーム費用の一部を補助します

●対象 次の全ての条件を満たす方 ①市内に自ら居住用とする木造住宅を新築または自ら居住している一戸建住宅・マンションの内装・外装などのリフォーム ②県内に本店または支店がある業者が施工 ③市税の滞納がない ④建築確認済証が交付されている ●既に住宅が完成している

仙台区すくすくサポート事業説明会


●日時 7月1日(水)午前10時～11時半 ●会場 太白区中央市民センター ●対象 ①子どもを預けたい方(利用時間に応じた費用がかかります)と、預かることができる方 ●当日会員登録希望の方は、本人確認書類、会員証用の写真が必要です ●市ホームページで問 仙台すくすくサポート事業事務局 ☎214・5001  申し込み

肉の生食などによる食中毒にご注意ください

生の食肉には「カンピロバクター」や「腸管出血性大腸菌O157」などの食中毒菌が付着している場合があります。腹痛や下痢、発熱などを起こすことがあります。そのため注意が必要です。食中毒予防に関するパンフレットを区役所衛生課で配布しています。食中毒を防ぐポイント

- レバーや肉の生食はしない、させない ●レバーや肉は、中心までしっかり加熱する ●生肉に使った箸などで食事をしない ●生肉を触った手や調理器具などは、その都度洗浄・消毒する 問 区役所衛生課(☎は8ページ)

の場合やリフォームが完了している場合は、補助の対象となりません ●補助額や補助要件、申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください

問 農林企画課 ☎214・8264  詳細

アメリカシロヒトリの幼虫を駆除しましょう

ガの一種のアメリカシロヒトリは6～7月中旬、8～9月中旬の年2回大量発生することがあり、幼虫が樹木などの葉を食い荒らします。防除・駆除は樹木所有者が行うか、専門業者に依頼してください。

問 やまいちサステナパーク七北田公園都市緑化ホール ☎375・9911

保健・福祉

後期高齢者医療制度における資格確認書の交付対象が変わります

7月にお送りする新しい資格確認書(有効期限8月1日～)は、85歳以上の方は全員に、84歳以下の方はマイナ保険証をお持ちでない方のみにお送りします。84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方は、8月からマイナ保険証で受診してください。マイナ保険証での受診が難しい方は、申請により資格確認書の発行が可能です。お問い合わせください。

問 区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は8ページ)


介護保険料決定通知書を送付します

昭和36年6月1日以前に生まれた方に、令和8年度の介護保険料決定通知書を6月15日(月)から順次発送します。特別徴収(公的年金からの差し引き)の方の6月分の保険料は、4月に送付した介護保険料決定通知書

養育費確保のための費用を補助しています

補助制度	対象	補助対象経費
養育費に関する公正証書等作成促進補助	申し込み時に次の全てに該当する方 ①市内にお住まいのひとり親 ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を養育している ③過去1年以内に養育費の取り決めを行い、公正証書等を作成したなど	養育費取り決めのための公正証書等作成費用や、家庭裁判所への調停申し立て費用など(公正人手数料、収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用(上限5万円))
養育費保証契約保証料補助	申し込み時に次の全てに該当する方 ①市内にお住まいのひとり親 ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を養育しているか、同等の所得水準にある ④養育費の取り決め内容の債務名義(公正証書や調停調書などの公文書)を有している ⑤過去1年以内に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結したなど	保証会社と養育費保証契約を結んだ時に支払った費用のうち、申請者が保証料として負担した費用(上限5万円)
養育費に関する裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助	申し込み時に次の全てに該当する方 ①市内にお住まいのひとり親 ②養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を養育している ③ADRを利用して養育費の取り決めを行い、令和8年4月1日以降に費用を負担したなど	ADR利用時に支払った費用のうち、申立手数料、依頼料および調停期日手数料に相当する費用(上限4万4千円)など

必要書類や申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください

問 区役所児童課 ☎214・8180  詳細


民法等改正により、離婚後のこどもの養育に関するルールが変わりました

■親の責務に関するルールの明確化
親権の有無や婚姻関係の有無に関わらず、父母が子どもを育てる責任と義務を負うことが、法律上明確になりました。

■親権に関するルールの見直し
従来の、父母のいずれか一方のみが親権を持つ「単独親権」に加え、離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」を選択できるようになりました。

■養育費の支払い確保に向けた見直し
離婚時に養育費の取り決めがない場合でも、取り決めが行われるまでの間、子どもと暮らす親が、他方の親に対して、子ども一人につき月額2万円の養育費を請求できる制度(法定養育費)が新設されました(令和8年4月1日以降に離婚した場合が対象)。

■安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
親子交流や父母以外の親族との交流に関するルールが見直されました。

■民法等改正に伴う離婚届の様式の変更
※いずれも●詳しくは市ホームページをご確認ください 問【離婚後のこどもの養育に関する見直しについて】子ども支援給付課 ☎214・8180 【離婚届について】戸籍住民課 ☎214・6126  詳細

命を守るために、早めの熱中症対策を!


熱中症予防は、暑さを避けることと小まめな水分補給が大切です。屋外に限らず屋内にいても発症しますので、気温(室温)や湿度を確認し我慢せずにエアコンや扇風機を使用しましょう。

暑さでつらいと感じたら、すぐに涼しい場所へ避難し水分・塩分・糖分の補給と併せて、保冷材などで体を冷やしてください。自分で水が飲めない、受け答えがおかしいときはためらわずに救急車を呼びましょう。

問【熱中症予防について】健康政策課 ☎214・3894 【応急処置について】救急企画課 ☎234・1111

「せんだいクーリングシェルター」をご利用ください

図書館などの公共施設や民間企業の店舗を、暑さをしのぐための施設「せんだいクーリングシェルター」として開放します。対象施設や利用可能日時など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

●実施期間 9月30日(木)まで
●新たに協力いただける民間施設も随時募集しています
問 危機管理課 ☎214・8519  詳細